共済ながさき

平成19年11月発行
第134号

グラバー邸

三浦 環の像

グラバー邸内

もくじ

退職一時金の返還について …… 2
雇用保険の失業給付受給者の被扶養者認定について …… 3
組合員証・被扶養者証を無くしてしまうケースが増えています …… 3
健 康 だ よ り …… 4
保健課からのお知らせ …… 5
貸付利率が年2.26％から年2.46％に上がります！ …… 6
貸付利率一覧表 …… 7
遺族附加年金事業平成20年度の更新・加入のお知らせ …… 8
《積立貯金払戻・解約請求書提出及び送金スケジュール》 …… 8
共済組合の積立貯金をご利用ください!! …… 8
職員の人事異動 …… 8

退職一時金の返還について ～過去に退職したことがある方～

退職一時金とは？

昭和 54 年 12 月 31 日以前に、組合員期間が 1 年以上 20 年未満で退職した方には、退職年金の受給権が発生しないため、退職一時金が支給されていました。

受給する際に二つの選択方法がありました。

①将来年金を受給しないため原資を残さず、全額を一時金として受給する（一時金決定者という）

②将来年金を受給するため原資を残し、差額を一時金として受給する（原資控除者という）

※　この退職一時金制度は廃止され、昭和 55 年 1 月 1 日以後に 20 年未満で退職された方は全て、将来の年金原資として残すこととなっています。

退職一時金を受給した方の年金は？

退職一時金を受給した方も受給していない方も同じ計算方法で年金額を算出することとなっています。そこで、過去に退職一時金を受給した方が年金を受給することとなったときは、退職一時金に利息を加えた額を返還しなければならないことになっています。

全額受給した場合（上記①を選択した方）

原則、年金の算定期間にはなりません。

しかし、その後に公務員として再就職し、通算して 20 年以上となる場合には、受給した退職一時金に利息を加えた額を返還することにより年金の算定期間となります。

原資控除した場合（上記②を選択した方）

受給した退職一時金に利息を加えた額を返還することにより年金の算定期間となります。

※　利息については、退職一時金を受けた日の属する月の翌月から退職共済年金等を受ける権利を有することとなった日の属する月までの期間に応じて複利計算で算出され、それ以降の利息の加算はされません。

期　　間	利　率(年)
～平成13年３月 まで	５.５％
平成13年４月～平成17年３月	４.０
平成17年４月～平成18年３月	１.６
平成18年４月～平成19年３月	２.３
平成19年４月～平成20年３月	２.６
平成20年４月～平成21年３月	３.０
平成21年４月～	３.２

返還方法は？

年金の支給期ごとに支給される年金から支給額の２分の１を限度として、返還額に達するまで控除することになります。

また、受給権発生年月日の属する月の翌月から１年以内に、一括又は分割で振り込んでいただく方法もあります。

昭和 54 年 12 月 31 日以前に退職したことがある方（国家公務員を含む）で、退職一時金の受給状況を確認する場合には、共済組合年金課へお問い合わせください。　TEL 095-827-3140

雇用保険の失業給付受給者の被扶養者認定について

雇用保険の失業給付を受けている間は、被扶養者認定の要件である「主として組合員の収入により生計を維持するもの」とは考えられないため、一般的には被扶養者の認定はできません。ただし、失業給付の基本手当日額が認定基準額以下の場合は被扶養者の対象としています。

被扶養者認定の基準となる基本手当日額　→　3,611 円以下

※　雇用保険の失業等給付のうち、基本手当の受給資格がある者が長期の常用雇用等以外の形態で就業した場合、「就業手当」として、基本手当日額の 30％の額が支給されることがありますが、この場合も基本手当日額が認定基準額を超えているときは、認定できません。

具体的な取扱い事例

Q

妻が退職したため、組合員である私の扶養に入れたいと思いますが、妻は雇用保険の失業給付を受給するつもりでおり、現在、受給手続きをしているところです。この場合、被扶養者として認定することはできますか。

A

主として組合員の収入により生計を維持している状況を前提として、雇用保険の失業手当を受給していない期間は認定することはできます。ただし、受給が開始された場合に、3,612 円以上の基本手当日額を受給することとなったときは、受給開始日から被扶養者の認定取り消しとなりますので、すみやかに手続きを行ってください。

なお、雇用保険の受給終了後に被扶養者認定の要件を備えている場合は、認定手続きを行うことにより再度認定することができます。

組合員証・被扶養者証を無くしてしまうケースが増えています

平成 18 年 10 月から組合員証や組合員被扶養者証がカード化され、１人に１枚所持するようになり、財布などに入れたまま無くしてしまったり、どこへ置いたかわからなくなってしまうケースが増えています。悪用されることも考えられますので、**所持する個人で管理に十分注意**してください。

また、被扶養者の取り消しに伴う証回収の際、亡失したと報告を受けたケースで、**取り消し後も引き続き、旧証を提示して医療機関に受診している**と思われることがあります。その結果、**当組合が支払った医療費を返納していただくこととなります**ので、亡失の報告後、証が見つかったときは速やかに当組合に返却してください。

健康 to letter health だより

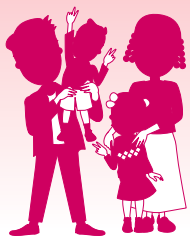

心とからだの健康セミナーを開催しました！

去る７月26日、27日佐世保市の弓張の丘ホテルで、当組合の保健事業において実施している生活習慣改善事業のうち、女性の組合員及び被扶養配偶者を対象とした「心とからだの健康セミナー」を開催しました。

そこで、セミナーに参加された方の体験談をご紹介します。

心とからだの健康セミナーに参加して

平戸市役所　町　田　晶　子

７月26日・27日の二日間、佐世保市の弓張の丘ホテルにて、食生活、運動、メタボリックシンドローム、歯の健康、メンタルヘルス、更年期障害の６つのテーマにそった講義や実技に参加しました。

講義では、講師の方から各テーマの興味深い話を聞くことができ、健康についての知識や対策を学べ、自分自身の心やからだに対して意識できるいい機会になったと思います。また、ストレッチやウォーキングなどの運動もゲーム感覚で楽しく参加できた上に、佐世保の夜景やおいしくて健康的な料理も堪能でき、心身ともにリフレッシュできました。

セミナーを終えて、ここで得た知識や対策を意識して行動し、習慣化できればセミナーの最後に書いた理想の女性に近づけるような気がしています。せっかく参加したのですから、セミナーを通して得た健康に対する知識や対策を、今後の生活に生かしていきたいと思います。

最後に、このセミナーを開催していただいた共済組合の皆様に感謝するとともに、今後もこのセミナーの開催を心より希望します。

共 済 な が さ き

松浦市役所　中　村　眞　美

7月26日・27日に佐世保市の弓張の丘ホテルで行われた『心とからだの健康セミナー』に参加させていただきました。「ちょっと弓張の丘ホテルでゆっくりしてくるか」という軽い気持ちでの参加でした。

1日目の田中先生（県立長崎シーボルト大学教授）の食生活、食習慣に関する講義は、大変分かりやすくて、面白かったです。ちょっとした心がけで食生活は良くなること、難しく考えなくていいんだなと気づかせていただきました。その後の小原先生（長崎大学教育学部教育総合センター教授）の運動の時間は、楽しく体を動かすことができました。ウォーキングリレーでは、同じチームのお姉様方のパワフルさに圧倒されてしまいました。私が抜かれても、すぐに抜き返してくれました。お姉様方の元気さに、「これはイカン」と考えさせられました。夜の食事も楽しく美味しくいただきました。２日目も「お口の健康」や「メンタルヘルス」、「メタボリックシンドローム」、「更年期障害」などの身近なテーマや、いつか自分にも起こってくるテーマなど、いろんなテーマで健康について学習することができました。

正直に言って、私はこの手のセミナーは「受講して終わり」がいつものパターンでしたが、今回はちょっと違いました。参加する前と比べると変化があらわれました。食生活にかなり気を配るようになりました。何もしていなかったけど、ちょっと体も動かすようになりました。これを書くために振り返っている今も「本当に良いセミナーだったなぁ」と思います。

セミナーを運営された共済組合と日本予防医学協会のスタッフの皆さんには大変お世話になりました。このセミナーのおかげで、私の心と体の健康は良くなった気がします。もうすぐ自分に宛てた手紙も届きます。楽しみです。

保健課からのお知らせ

かぜ・インフルエンザ予防はできていますか？

日中も肌寒くなり、空気が乾燥し、かぜ・インフルエンザが流行りやすい時期になりました。

今年も感冒予防セットを配付します（11月末配付予定）。手洗い・うがいを習慣にして、予防にお役立てください。

貸付利率一覧表

改正前（平成 19 年度中）

財政融資資金利率	普通・住宅・特別貸付	災害貸付	在宅介護対応住宅貸付
2.6% 以上	2.86%（2.92%）	2.38%（2.44%）	2.6%（2.66%）
2.25% を超え 2.6% 未満	2.76%（2.82%）	2.30%（2.36%）	2.5%（2.56%）
2.25% 以下の場合	2.26%（2.32%）	1.88%（1.94%）	2.0%（2.06%）

（ ）内は、一部負担金の負担率（※）年 0.06% を含む

改正後 （平成 20 年 1 月 1 日から平成 20 年 6 月 30 日まで）

財政融資資金利率		普通・住宅・特別貸付	災害貸付	在宅介護対応住宅貸付	備考
2.6% 以上	H20.1.1～H20.3.31	2.86%（2.92%）	2.38%（2.44%）	2.60%（2.66%）	財政融資資金利率の改定日の属する月の末日（理事長が必要と認める場合は、当該末日の翌日以後 3 月以内の日で理事長が定める日）
	H20.4.1～H20.6.30	3.26%（3.32%）	2.72%（2.78%）	3.00%（3.06%）	
2.5%		2.76%（2.82%）	2.30%（2.36%）	2.50%（2.56%）	毎年 1 月 1 日及び 7 月 1 日から変更（1 月 1 日にあっては直近の 10 月 1 日、7 月 1 日にあっては直近の 4 月 1 日における財政融資資金利率に応じた率）
2.4%		2.66%（2.72%）	2.22%（2.28%）	2.40%（2.46%）	
2.3%		2.56%（2.62%）	2.13%（2.19%）	2.30%（2.36%）	
2.2% 以下		2.46%（2.52%）	2.05%（2.11%）	2.20%（2.26%）	財政融資資金利率の改定日（理事長が必要と認める場合は、その日から 3 月以内で理事長が定める日）

（ ）内は、一部負担金の負担率（※）年 0.06% を含む

（平成 20 年 7 月 1 日から平成 21 年 6 月 30 日まで）

財政融資資金利率		普通・住宅・特別貸付	災害貸付	在宅介護対応住宅貸付	備考
3.0% 以上	H20.7.1～H21.3.31	3.26%（3.32%）	2.72%（2.78%）	3.00%（3.06%）	財政融資資金利率の改定日の属する月の末日（理事長が必要と認める場合は、当該末日の翌日以後 3 月以内の日で理事長が定める日）
	H21.4.1～H21.6.30	3.46%（3.52%）	2.88%（2.94%）	3.20%（3.26%）	
2.9%		3.16%（3.22%）	2.63%（2.69%）	2.90%（2.96%）	毎年 1 月 1 日及び 7 月 1 日から変更（1 月 1 日にあっては直近の 10 月 1 日、7 月 1 日にあっては直近の 4 月 1 日における財政融資資金利率に応じた率）
2.8%		3.06%（3.12%）	2.55%（2.61%）	2.80%（2.86%）	
2.7%		2.96%（3.02%）	2.47%（2.53%）	2.70%（2.76%）	
2.6%		2.86%（2.92%）	2.38%（2.44%）	2.60%（2.66%）	
2.5%		2.76%（2.82%）	2.30%（2.36%）	2.50%（2.56%）	
2.4% 以下		2.66%（2.72%）	2.22%（2.28%）	2.40%（2.46%）	財政融資資金利率の改定日（理事長が必要と認める場合は、その日から 3 月以内で理事長が定める日）

（ ）内は、一部負担金の負担率（※）年 0.06% を含む

（平成 21 年 7 月 1 日から）

財政融資資金利率	普通・住宅・特別貸付	災害貸付	在宅介護対応住宅貸付	備考
3.2% 以上	3.46%（3.52%）	2.88%（2.94%）	3.20%（3.26%）	財政融資資金利率の改定日の属する月の末日（理事長が必要と認める場合は、当該末日の翌日以後 3 月以内の日で理事長が定める日）
3.1%	3.36%（3.42%）	2.80%（2.86%）	3.10%（3.16%）	毎年 1 月 1 日及び 7 月 1 日から変更（1 月 1 日にあっては直近の 10 月 1 日、7 月 1 日にあっては直近の 4 月 1 日における財政融資資金利率に応じた率）
3.0%	3.26%（3.32%）	2.72%（2.78%）	3.00%（3.06%）	
2.9%	3.16%（3.22%）	2.63%（2.69%）	2.90%（2.96%）	
2.8%	3.06%（3.12%）	2.55%（2.61%）	2.80%（2.86%）	
2.7%	2.96%（3.02%）	2.47%（2.53%）	2.70%（2.76%）	
2.6%	2.86%（2.92%）	2.38%（2.44%）	2.60%（2.66%）	
2.5%	2.76%（2.82%）	2.30%（2.36%）	2.50%（2.56%）	
2.4% 以下	2.66%（2.72%）	2.22%（2.28%）	2.40%（2.46%）	財政融資資金利率の改定日（理事長が必要と認める場合は、その日から 3 月以内で理事長が定める日）

（ ）内は、一部負担金の負担率（※）年 0.06％を含む

※一部負担金の負担率…平成 18 年 6 月からの新規貸付分より貸付債権保全に要する費用の一部として借受人が負担することとなった率（ただし、抵当権設定を要する住宅・災害・在宅介護対応住宅貸付、高額医療貸付、出産貸付は除く）

平成20年1月から
貸付利率が年2.26%から年2.46%に上がります!

－平成20年１月１日現在、すでに貸付を受けられている方につきましても改正後の特例利率が適用されます。－

共済組合の貸付事業に係る組合員への貸付は、預託金管理経理から借り入れた資金により行われています。

このたび、預託金管理経理の余裕金（注１）を他の経理単位に貸し付ける場合の利率の特例が見直されたことに伴い、貸付事業の特例利率が引き上げられることとなりました。

共済組合の貸付事業に係る組合員への貸付利率は、原則　年3.46％（住宅貸付等の場合）ですが、長期給付事業の財政の安定に配慮して、現在　年2.26％（災害貸付　年1.88％、在宅介護対応住宅貸付　年2.0％）の特例貸付利率が適用されています。

しかしながら、被用者年金の一元化（関連法案を本年４月13日閣議決定・同日第166回通常国会提出）において、これまで共済組合の独自資金であった長期給付積立金は厚生年金の積立金と共通財源に位置づけられ、共通ルールに基づく管理・運用を行うこととされたことなどから、預託金管理経理の余裕金を貸付経理等へ貸し付けを行う場合の利率が引き上げられました。

さらに、共済組合の貸付金利と市中金利との乖離の是正を図ることなどから、共済組合の貸付事業に係る組合員への特例貸付利率　年2.26％（住宅貸付等の場合）は、平成20年１月１日から平成20年６月30日までの間　年2.46％に、また、平成20年７月１日から平成21年６月30日までの間は　年2.66％へと段階的に引上げられることとなりました。

また、財政融資資金利率（注２）が一定の率を上回る場合、財政融資資金利率の金利に応じた変動利率により貸付利率が設定されることとなります。（詳しくは右記の貸付利率一覧表をご覧ください。）

（注１）　預託金管理経理の余裕金
平成19年４月１日から全国市町村職員共済組合連合会から預託金として運用を委ねられている資金で、いわゆる長期給付積立金です。

（注２）　財政融資資金利率
国債の市場流通金利を基準として、財政融資資金法の規定により財務大臣が毎月定める約定期間10年の預託金利率をいいます。（参考…平成19年10月１日現在　1.6％）

※　利率改正後の償還については、現在の償還回数は変更せずに行いますので、償還額は上がります。
既に貸付を受けている方の償還につきましても残回数で計算し、償還額が上がりますので、後日「貸付金個別償還明細表」を所属所経由で送付します。

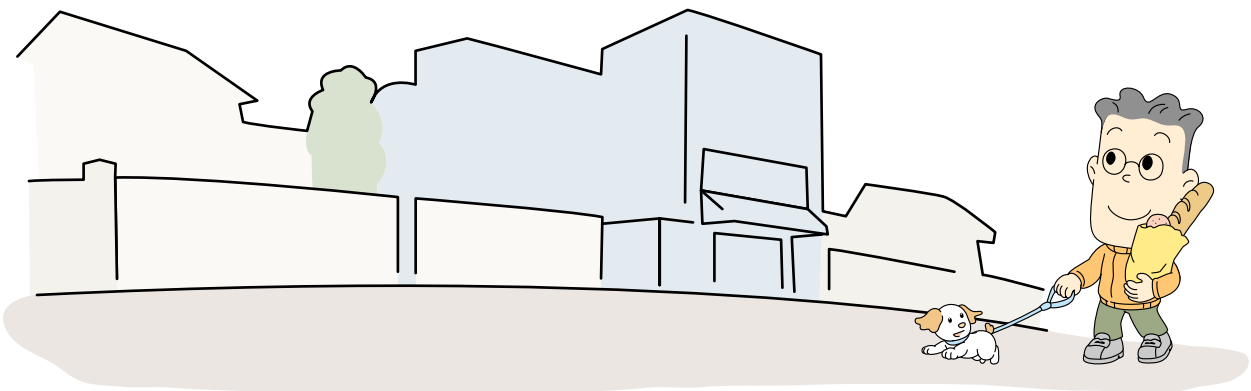

遺族附加年金事業平成20年度の更新・加入のお知らせ

遺族附加年金事業の目的・・・

組合員の皆様に万一の事態があると、その遺族に共済組合から遺族共済年金が支給されます。しかし、その額は残された家族の生活維持という観点から十分とはいえないのが現状です。

このような現状を踏まえ、組合員の皆様に万一の事態があった場合に遺族に一定期間年金を支払うことにより、遺族共済年金を補てんし、遺族の生活安定に寄与することを目的とした事業です。

この制度は任意加入ですが、安い保険料で大きな安心、予測できない事態に備えて皆様のご加入をお願いいたします。

◆加 入 対 象…共済組合組合員とその配偶者で更新日における年齢が満 60 歳 6 ヶ月までの方。
◆事 業 期 間…毎年 4 月 1 日から 3 月末日までの 1 年間の事業期間で、以後毎年更新します。
◆事業保険料…保険料の徴収は、毎月の給与控除により、所属所から共済組合に振込むものとします。
ボーナスからの保険料については、 6 月・12 月のそれぞれのボーナスにより控除します。
また、事業保険料は税法上の生命保険料控除の対象となります。
◆募 集 期 間…12 月初旬～ 1 月初旬（予定）
◆配　当　金… 1 年ごとに収支計算を行い、剰余金は配当金として加入組合員に還元します。

《積立貯金払戻・解約請求書提出及び送金スケジュール》

送金年月	払戻 締切日	払戻 送金日	解約 締切日	解約 送金日
平成１９年１２月送金	１１月３０日	１２月１４日	１２月５日	１２月２５日
	１２月１４日	１２月２５日		
平成２０年　１月送金	１２月２８日	１月１５日	１月４日	１月３１日
	１月１５日	１月３１日		
平成２０年　２月送金	１月３１日	２月１５日	２月５日	２月２９日
	２月１５日	２月２９日		

※締切日までに、共済組合へ必着するよう手続きしてください。締切日を過ぎますと送金できませんのでご注意ください。
※払戻・解約については、共済組合に登録してある登録印での請求となりますのでご注意ください。
※加入してから１年未満の方は払戻はできませんので、ご注意ください。

共済組合の積立貯金をご利用ください!!

☆共済積立貯金の特徴☆

・給料からの天引きで確実に増やせます！
・利息は３・９月末日に計算し、翌日に元本に繰入れます！（半年複利　年利 0.40％）
・払戻・解約手数料もかかりません！
・積立額は 1,000 円単位とお手軽です！

《職員の人事異動》

（平成19年10月 1 日付）

氏名	新	旧
木下勇治	全国市町村職員共済組合連合会 年金部年金管理課主事（派遣）	年金課年金係主査

（平成19年11月 1 日付）

氏名	新	旧
池田大介	総務課庶務係長	総務課庶務係長兼資格調定係長
山﨑諭士	経理課福祉係長	経理課経理係長兼福祉係長
田平博之	総務課資格調定係長	総務課資格調定係主査
原田寿賀子	経理課経理係長	経理課経理係主査
冨樫克也	経理課経理係主事	経理課福祉係主事

長崎県市町村職員共済組合
長崎市興善町 6 番24号
TEL 095-827-3137　FAX 095-824-9050
URL　http://www.nagasaki-kyosai.jp/
編集発行人　佐藤　福生